

第 11 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与や退職手当、原稿料、外交員の報酬などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに税務署長に提出しなければなりません（所法225、226）。

源泉徴収票及び支払調書には、支払の内容に応じて多くの種類のものがありますが、ここでは「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票」、「公的年金等の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」、「利子等の支払調書」及び「非居住者等の所得の支払調書」について説明します。

なお、源泉徴収票及び支払調書は、書面による提出のほかe-Taxによる提出や光ディスク等による提出^(注)もできます。これらの方法により源泉徴収票及び支払調書を提出するために必要な手続等については、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注) 平成26年1月1日以後、源泉徴収票や支払調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が1,000枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります（所法228の4①）。

I 給与所得の源泉徴収票

- 1 居住者に対して給与の支払をする者は、年末調整終了後に各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年の中で退職した受給者については、退職後1か月以内）に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法226①、所規93①）。

なお、年の中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

(注) 1 外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合には、当該外国人労働者に対して給与を支払う者は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、必ず当該外国人労働者に交付することに注意してください。

- 2 年末調整において、社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額（※）があるときは、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に国民年金保険料等の金額を記載することとされています。

（※）国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

3 年末調整において所得税法第190条第2号に掲げる税額（以下「算出所得税額」といいます。）から控除した住宅借入金等特別控除額がある場合で、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書に記載された住宅借入金等特別控除額（以下「住宅借入金等特別控除可能額」といいます。）が算出所得税額を超える場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除可能額」等を記載することになっていきますので、記載漏れのないように注意してください。

また、措法41の3の2①、⑤に規定する特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、「居住開始年月日」、「借入金等年末残高」及び「特定取得（措法41⑤に規定する特定取得をいいます。）に該当する場合には、その旨」等を記載することとされています（所規別表6(1)）。

2 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法226④⑤）。

なお、給与所得のある人が確定申告を行う場合には、確定申告書に給与所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたものでなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

ただし、e-Taxにより確定申告を行う際の添付書類として、電磁的方法により提供される「給与所得の源泉徴収票」のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、源泉徴収義務者等（交付者）の電子署名が付与されたものについては、オンライン送信が可能です。

また、e-Taxを使用して、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を行う場合には、給与所得の源泉徴収票の添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができます（この場合、税務署から提出または提示を求められたときには、給与所得の源泉徴収票を提出または提示する必要があります。）。

(注) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります（所令352の4①）。

3 その支払う給与が、次のいずれかに該当する給与である場合には、1にかかわらず、その給与についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規93②）。

① 法人の役員（相談役、顧問等を含みます。）に支払う給与で、年末調

整をしたその年分の給与の金額が150万円以下のもの

- ② 弁護士、公認会計士、税理士、弁理士など（所得税法第204条第1項第2号に規定する人）に支払う給与で、年末調整をしたその年分の給与の金額が250万円以下のもの
- ③ ①及び②以外の給与で年末調整をしたその年分の給与の金額が500万円以下のもの
- ④ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人に支払う給与で、年末調整をしなかったその年分の給与の金額が250万円以下のもの（役員の場合には、50万円以下のもの）
- ⑤ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しない人に支払う給与で、その年分の給与の金額が50万円以下のもの

II 退職所得の源泉徴収票

- 1 居住者に対して退職手当等の支払をする者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法226②、所規94①）。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに提出することとしても差し支えありません。
- 2 法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）以外の人に支払う退職所得については、1にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規94②）。
- 3 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による退職所得の源泉徴収票の交付に代えて、退職所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、退職手当等の支払をする者は、退職所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、退職手当等の支払を受ける人の請求があるときは、退職手当等の支払をする者は書面により退職所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法226④⑤）。

なお、退職所得のある人が確定申告を行う場合には、確定申告書に退職所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたものでなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

ただし、e-Taxを使用して、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を行う場合には、退職所得の源泉徴収票の添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができます（この場合、税務署から提出又は提

示を求められたときには、退職所得の源泉徴収票を提出又は提示する必要があります。)

(注) 退職手当等の支払をする者は、あらかじめ、その退職手当等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります(所令352の4①)。

Ⅲ 公的年金等の源泉徴収票

1 居住者に対して公的年金等の支払をする者は、各受給者について支払の確定した公的年金等の金額や源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日までに税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません(所法226③、所規94の2①)。

2 その支払う公的年金等が次のいずれかに該当する公的年金等である場合には、1にかかわらず、その公的年金等についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません(所規94の2②)。

① 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した人に支払う公的年金等で、その年分の公的年金等の金額が60万円以下のもの

② 上記①以外の公的年金等で、その年分の公的年金等の金額が30万円以下のもの

3 公的年金等の支払をする者は、公的年金等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による公的年金等の源泉徴収票の交付に代えて、公的年金等の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、公的年金等の支払をする者は、公的年金等の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、公的年金等の支払を受ける人の請求があるときは、公的年金等の支払をする者は書面により公的年金等の源泉徴収票を交付する必要があります(所法226④⑤)。

なお、公的年金等のある人が確定申告を行う場合には、確定申告書に公的年金等の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたものでなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

ただし、e-Taxを使用して、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を行う場合には、公的年金等の源泉徴収票の添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができます(この場合、税務署から提出又は提示を求められたときには、公的年金等の源泉徴収票を提出又は提示する必要があります。)

(注) 公的年金等の支払をする者は、あらかじめ、その公的年金等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります(所令352の4①)。

Ⅳ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

- 1 居住者又は内国法人に対して所得税法第204条第1項各号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払をする者は、その報酬、料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、これを合計表とともにその支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません（所法225①、所規84①）。
- 2 次に掲げる報酬・料金などについては、1にかかわらず、支払調書を税務署長に提出する必要はありません（所規84②）。
 - ① 診療報酬、職業拳闘家、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ② 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ③ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの
 - ④ ①、②及び③の報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの

Ⅴ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

- 1 法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をする者（国内における支払の取扱者を含みます。）は、これらの配当等の支払を受ける者ごとに支払金額や支払の確定した日などを記載した「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」を作成し、その支払の確定した日又は支払の日から1か月以内（支払調書を同一人に対する1回支払ごとに作成する場合には、その支払の確定した日又は支払をした日の属する月の翌月末日）に合計表とともに税務署長に提出しなければなりません（所法225①、所規83、措法9の3の2⑤、措令4の6の2⑨）。

（注） 国外株式等の配当等については、通常の「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」ではなく「国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書」を提出しなければなりません（所規別表五（四））。

- 2 次に掲げる配当等については、1にかかわらず、支払調書を税務署長に提出する必要はありません。
 - ① 配当、剰余金の分配及び基金利息については、1回に支払うべき金額が3万円以下（計算期間が1年未満の場合には1万5,000円）のもの（所

規83②一)

- ② 配当等の支払について源泉徴収の対象とならない等一定の規定が適用されるもの（所規83②四、五）

また、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が内国法人から支払を受ける一定の配当等（上場株式等の配当等を除く。）のうち、1回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当の計算期間（その配当等の直前にその法人が支払った配当等の支払に係る基準日の翌日からその法人が支払う配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。）の月数を乗じて12で除して計算した金額以下であるものについても、支払調書の提出は不要とされています。

ただし、平成21年1月1日以後に、居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等については、全ての調書を提出する必要があります（措法8の5⑤、措令4の3②）。

- 3 居住者等に対して国内において上場株式配当等の支払をする者（国内における支払の取扱者を含みます。）は、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日から1月以内（信託の受託者等が交付する場合は45日以内）に、その支払を受ける者に交付する必要があります（措法8の4④、措令4の2⑩、4の6の2⑨、措規4の4①）。

また、①上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金若しくはいわゆるみなし配当の支払を受ける信託の受託者又は②これらの配当等を他人のために業務に関連して受け取る者は、その信託の受益者等に対し、支払通知書を交付する必要があります（所法225②、所令352の2、措法8の4④、措令4の2⑩）。

- 4 上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及びみなし配当等の支払をする者は、当該支払を受ける者の承諾を得て、書面による支払通知書の交付に代えて、これらの通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。ただし、支払を受ける者の請求があるときは、書面により交付する必要があります（所法225②③、措法8の4⑥）。

Ⅵ 利子等の支払調書

- 1 利子等の支払者は、その利子等の支払を受ける者ごとに支払金額や支払の確定した日などを記載した「利子等の支払調書」を作成し、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日（支払調書を同一人に対する1回の支払ごとに作成する場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日）までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません（所法225①、所規82、措法3の2）。

(注) 国外公社債等の利子等については、通常の利子等の支払調書ではなく「国外公社債等の利子等の支払調書」を提出しなければなりません(所規別表五(二))。

2 次に掲げる利子等については、1にかかわらず、支払調書を税務署長に提出する必要はありません。

- ① 居住者又は非居住者に支払う利子等で、源泉分離課税とされるもの(措法3③)
- ② 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に支払う利子等で次のもの
 - イ 同一人に対するその年中に支払の確定した利子等の合計金額により支払調書を作成する場合……同一人に対するその年中の支払金額が3万円以下のもの(所規82②三)
 - ロ 同一人に対する1回の支払ごとに支払調書を作成する場合……同一人に対する1回の支払金額が1万円(その利子等の計算期間が6か月以上1年未満である場合には5,000円。その計算期間が6か月未満である場合には2,500円)以下のもの(措規2の2①)
- ③ 利子等の支払について源泉徴収の対象とならない等一定の規定が適用されるもの(所規82②一)
- ④ 普通預貯金、納税準備預貯金、納税貯蓄組合預貯金及び勤務先預金・共済組合貯金で普通預貯金に相当するもの(所規82②二)

Ⅶ 非居住者等の所得の支払調書

1 給与や報酬などの支払

非居住者等に給与や報酬などを支払う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①、所規89)。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません(所規89④)。

2 組合契約事業から生ずる利益の支払

非居住者等に組合契約事業から生ずる利益の支払をする者は、その利益の支払を受ける人ごとにその支払金額や源泉徴収税額などを記載した「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」を作成し、支払の確定した日から1月以内に合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①、所規89①)。

ただし、1回に支払うべき金額が3万円以下である場合には、提出する必要はありません(所法225①、所規89③)。